

平成29年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	高齢者福祉と生きがい対策

	所属	職名	氏名
作成者	保健医療部介護保険課	課長	藤原 英晃
評価者	保健医療部	部長	高橋 正子

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、市の要介護認定者は5,700人を超え(第7期介護保険事業計画)、介護を取り巻く現状は厳しくなると見込まれている。そこで市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」「生活支援体制整備」の各事業を実施している。中でも中核的な役割を果たす機関が市内3箇所の地域包括支援センターであり、直営の基幹型地域包括支援センターを中心に2箇所の委託地域包括支援センターとともに、相談支援などの基本事業と併せこれらの事業をすすめている。平成29年12月には、認知症初期集中支援チームを中央地域包括支援センター内に設置し、認知症が疑われる方を適切な受診、介護サービスへつなげる取り組みを行っている。以上のことから、市・地域包括支援センター・各種団体・市民による課題の共有や解決に向けた取り組みをさらに推進していく必要がある。
基本方針(目指すべき方向性)	高齢者の生きがいづくりを推進し、一人ひとりが質の高い豊かな暮らしができるまち、心身ともに健康であり続け自立し安心して暮らすことができるまち、高齢者の笑顔があふれるまちを目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H27	H28	H29	達成率	進捗状況	所管課	
地域包括支援センターの設置個所(累計)	個所		3	3	3	3	100	順調	介護保険課	
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金交付数	団体		88	99	90	91	93	93.9	順調	長寿社会課
緊急通報装置設置数	世帯		319	350	297	300	288	82.3	順調	長寿社会課

施策指標の進捗状況と分析	施策指標である地域包括支援センターは3箇所設置されており、総合相談・権利擁護・介護予防等の事業のほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を実施した。平成29年度においては、中央地域包括支援センターに新たに認知症初期集中支援チームを設置し、適切な受診、介護サービスの利用に結びついていない認知症の方の支援を専門職を中心とするチームで行った。また、医療介護連携相談窓口を開設し、医療関係者、介護関係者の相談体制を構築し、地域包括支援センターの機能強化が図られた。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位:円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化	
				H27	H28	H29	H30	H31	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数
1	0103440	在宅介護福祉事業	介護予防担当		32,305,983	13,236,646	17,437,000	17,527,000	80,506,629	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.37	
2	3103100	地域包括支援センター運営事業	介護予防担当		56,971,564	61,436,194			118,407,758	義務業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	4	○
3	3103120	家族介護支援事業	介護予防担当		7,989,199	8,790,186	9,284,000	9,368,000	35,431,385	政策的業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.35	
4	3103130	成年後見制度利用支援事業	介護予防担当		23,640	17,842	460,000	460,000	961,482	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.15	
5	3103140	福祉用具・住宅改修支援事業	介護予防担当		14,683	12,683	117,000	117,000	261,366	政策的業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.05	
6	3103150	認知症サポーター等養成事業	介護予防担当		182,803	197,090	209,000	209,000	797,893	政策的業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.15	○
7	3103170	在宅医療・介護連携推進事業費	介護予防担当		1,226,800	400,000			1,626,800	義務業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.4	○
8	3103180	生活支援体制整備事業費	介護予防担当		7,050,000	7,266,640			14,316,640	義務業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	1	○
9	3103190	認知症初期集中推進支援事業	介護予防担当			40,000			40,000	義務業務	新規	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.3	○
10	3103200	認知症地域支援・ケア向上事業	介護予防担当		3,066,660	3,155,000			6,221,660	義務業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0.35	○
11	3103210	地域ケア会議推進事業	介護予防担当			108,500			108,500	義務業務	新規	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	0	○
合計					108,831,332	94,660,781	27,507,000	27,681,000	258,680,113						

事務事業量とコスト(費用対効果)の分析	2か所の地域包括支援センター運営業務、生活支援体制整備事業を委託したことにより、直営で行うより事業に要する経費の削減が図られる。また、在宅医療介護連携推進事業の一部委託により、医療・介護分野の第一人者を講師として招き、各種講演会を開催することができ、地域包括ケア体制の普及啓発を目的とした効果的な事業実施ができた。
重点化事務事業の考え方	市民は、生きがいを見だし、質の高い豊かな暮らしを求めている。市としても、2025年を見据えての地域包括ケア体制の構築に向けた取り組みは最重要課題であると認識している。そのために推進すべき各事業としての「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」「生活支援体制整備事業」と、これらの事業を推進するための中核機関である「地域包括支援センター運営事業」について重点化事務事業として位置づける。
縮減・廃止事務事業の考え方	家族介護者交流事業は、介護者のリフレッシュを兼ねた交流事業であるが、参加者の減少や固定化により事業の見直しが必要であったため、平成29年度を以って実施要綱を廃止し、現行の事業を廃止した。今後は地域にある介護家族会に保健師等の専門職が向向き、相談支援を行う方式により実施をしたい。

平成29年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	高齢者福祉と生きがい対策

	所属	職名	氏名
作成者	保健医療部介護保険課	課長	藤原 英晃
評価者	保健医療部	部長	高橋 正子

総合評価 (次年度へ向けた課題の抽出)	<p>地域包括ケア構築のための事業のうち、「認知症施策」では、中央地域包括支援センターに平成29年12月に認知症初期集中支援チームが設置され、認知症の人やその家族にチームで早期に関わり医療、介護につなげる支援を行っている。「在宅医療・介護連携」については、医療関係者、介護関係者の相談窓口が中央地域包括支援センターに平成30年1月に設置された。関係者の情報共有ツールとして、「入退院時連携ルール」、「お薬手帳貼付シール」を作成し、関係者の情報共有ツールとして、関係者の活用をいただいている。「生活支援体制整備」に関しては、平成29年10月に第1回目となる「地域支え合い推進フォーラム」を開催した。平成28年度から開始となった事業ということもあり、活動充実のためには今後は市民に向けて事業内容を知っていただく周知啓発活動が必要である。</p>
------------------------	--

平成29年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	高齢者介護サービスの充実

	所属	職名	氏名
作成者	保健医療部介護保険課	課長	藤原 英晃
評価者	保健医療部	部長	高橋 正子

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	<p>高齢者の進展により要介護者は増加し、平成28年度末は5,135人（介護保険状況事業報告：第1号被保険者）であり、要支援者等の軽度認定者の割合が多いという特徴がある。介護サービスでは地域密着型のサービスが増えるなど、対象者の状態に合わせた在宅での生活を支援するサービスの選択肢が増えているという状況がある。これら要介護者の増加と介護サービスの定着により介護給付費は年々増加している。そんな中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、さらに要介護者の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で今後もじぶんらしく尊厳をもって暮らすことができるよう支援し、介護給付費の増加抑制を図る必要がある。また、第2次総合計画策定のための市民アンケートでも「高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受け、介護予防に取り組む環境」を重要としている。</p> <p>なお、介護保険制度改正により、平成29年度からは、予防給付のサービスの一部が介護予防・生活支援サービス事業となり推進する介護予防・日常生活支援総合事業が開始された。</p>
基本方針（目指すべき方向性）	介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、高齢者を見守る体制や地域の温かな支えあいの仕組みを強化し、一人ひとりが誇りある人生を送ることのできるまちを目指します。

2 施策指標

指標	単位	（設定時）	目標値	H27	H28	H29	達成率	進捗状況	所管課
要介護2～5の者に対する施設・介護専用居住系サービス利用者割合	%	29.9	36	34.1	33.3	37.5	96	順調	介護保険課
介護保険3施設の利用者のうち、要介護4、5の者の割合	%	70.6	75	65.3	65.8	66.5	88.7	順調	介護保険課
地域支援事業の効果（二次予防事業の教室参加者のうち、状態改善者数÷教室参加者数）	%	93.9	95	96.4	93.2	二次予防事業休止			介護保険課
予防給付の効果（状態維持・改善者数÷介護度見直し者数）	%	70.5	72	74.7	72.4	74.9	104	予定以上	介護保険課
介護給付適正化事業実施数	事業	7	9	8	8	8	88.9	順調	介護保険課

施策指標の進捗状況と分析	<p>要介護2～5の者の施設・介護専用居住系サービス利用割合は、平成23年度目標設定時より割合が増加しているが、グループホームにおける要介護2～3の利用者が増加したためである。</p> <p>介護保険3施設の利用者のうち要介護4、5の者の割合は目標設定時より低下している。市内の介護施設の整備が進み、軽度認定者（要介護度3）が入所している状況にあることが要因と言える。</p> <p>平成29年度は、状態が重く維持改善が難しい参加者も多かったことが要因と言える。その中でも93%を超える高い維持改善率であった。</p> <p>予防給付の効果は目標を達成した。個々の状況に応じた予防効果の高い介護予防ケアマネジメントとサービスの提供があったためと思われる。</p> <p>介護給付費適正化事業は、1事業のみ未実施であった。未実施の介護給付通知については、費用対効果も考慮し他市の実施状況を参考に、事業実施の在り方について検討していく必要がある。</p>
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

（単位：円）

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況					重点化	
				H27	H28	H29	H30	H31	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		正規職員数
1	0103425	介護保険施設整備等補助事務	介護保険担当		3,428,000	82,699,100	2,500,000	2,500,000	91,127,100	政策的業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	0.5	
2	3101020	介護保険事業計画策定業務	介護保険担当		1,193,956	878,380			2,072,336	義務業務	継続	期限なし	現状のまま事業を実施することが適当	1	
3	3101040	介護認定調査事務	認定調査係		83,473,745	77,774,128			161,247,873	義務業務	継続	期限なし	事業の進め方の改善が必要	3	
4	3103010	第1号訪問事業	介護予防担当			28,275,569			28,275,569	義務業務	新規	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.5	
5	3103020	第1号通所事業	介護予防担当			97,053,631			97,053,631	義務業務	新規	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.5	
6	3103070	介護予防普及啓発事業	介護予防担当		12,246,816	16,585,321			28,832,137	義務業務	継続	期限なし	現状のまま実施することが適当	0.4	○
合計					100,342,517	303,266,129	2,500,000	2,500,000	408,608,646						

事務事業量とコスト（費用対効果）の分析	<p>介護人材不足や介護給付費と保険料の増加抑制という課題がある中、介護が必要な高齢者が、状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、介護サービスの質と量を適正に確保する必要がある。そこで介護保険事業計画を策定し、介護給付等の分析を行うことで適正な介護サービスの量の確保を図っている。</p> <p>また、介護給付費適正化事業によるケアプラン点検や給付確認等により適正な給付を図るとともに、介護予防事業の推進により介護給付費の増加抑制を目指している。平成29年度には、予防給付の一部と介護予防事業が総合事業へ移行したため、本年度は、介護予防事業を効率的・効果的に実施できるよう検討をすすめながら事業を実施した。これらの事業は、2025年を見据え要介護状態になっても安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築と持続可能な介護保険制度の維持のため重要な事業である。</p>
重点化事務事業の考え方	2025年を見据え増加が見込まれる要介護者や認知症者、それに伴う介護給付費の増加抑制、そして持続可能な介護保険制度の維持のため、市民による重要度も高い介護予防事業は重点化事業として位置づける必要がある。
縮減・廃止事務事業の考え方	平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定したため、次年度においては、介護保険事業計画策定業務は行われない。
総合評価（次年度へ向けた課題の抽出含）	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、たとえ要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進が必要となる。中でも介護が必要な時には必要なサービスを受けられるよう基盤を整備する一方で、介護給付費が増加する中、サービスを評価するなど適正化事業はさらに推進していく必要がある。そして地域における自主的な介護予防活動の拡大を目指し、介護予防事業をさらに推進し、平成29年度から開始となった介護予防日常生活支援総合事業の効果的な実施を目指す必要がある。</p>